

22日獣発第62号

平成22年5月19日

社団法人 宮崎県獣医師会  
会長 江藤文夫様

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 口蹄疫現地防疫業務支援要員の派遣について(依頼)

貴会におかれましては、今回の口蹄疫対応につきまして、一方ならぬご努力を賜り厚く感謝申し上げます次第です。

さて、今回の件について、今般、別紙写しのとおり地方獣医師会に対し依頼したところでありますが、貴会におかれましては、内容等ご了解いただきました上は、現地防疫業務支援に大変ご多忙の中とは存じますが、別紙内容に係る貴県当局との間の受け入れ調整等について格段のご尽力をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

本件のお問合わせ先

日本獣医師会事業担当 駒田・長野

TEL 03-3475-1601

FAX 03-3475-1604



22 日 獣 発 第 62 号  
平成 22 年 5 月 19 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 口蹄疫現地防疫業務支援要員の派遣について(依頼)

宮崎県下における口蹄疫発生に対する防疫業務につきましては、宮崎県当局を中心に既に他都道府県の家畜防疫員の派遣を仰ぐとともに、宮崎県獣医師会会員獣医師の支援の下に検査・診断、殺処分処置をはじめ、消毒、更には関係生産者の方々に対する衛生指導等大変な御労苦をいただいていることは、ご案内のとおりであります。

本会としても、発生の当初から宮崎県獣医師会を通じ、県当局に対し獣医師会会員獣医師の現地防疫業務支援のための派遣の受入れについて打診を重ねている事情にありますが、家畜伝染病予防法第 31 条の規定に基づく、口蹄疫ワクチンの使用による防疫対応に踏み切る状況が取り沙汰される中、本会及び地方獣医師会においては、宮崎県当局の受け入れ対応の整備と併行して現地防疫業務支援の取り組みを鋭意進めることとしたいと考えております。

つきましては、下記事項にご留意の上、現地防疫業務支援活動に対す

る貴会関係会員獣医師の派遣についてご助力及びご対応いただきたくよろしくお願い申し上げます。

## 記

- 1 現地において防疫業務の支援を行う獣医師（以下、「派遣獣医師」という。）は、宮崎県当局の指導の下で家畜伝染病予防法に基づく防疫業務の支援活動を行う。

なお、派遣獣医師は、防疫支援業務から帰還後は当分の間（1週間以上）は感受性動物との接触は避ける。

- 2 地方獣医師会においては、派遣可能な会員獣医師を募り、氏名、所属先・役職名、住所地、連絡先電話番号、年齢、派遣が可能とされる期間を随時本会(担当：駒田または長野)に連絡する。

- 3 本会は、前記2の連絡を受け、現地防疫業務支援についての県当局の受け入れ対応等を宮崎県獣医師会を通じ調整の上、結果を派遣元の地方獣医師会に連絡する。

- 4 前記2、3による連絡・調整を経た後、地方獣医師会は、会員獣医師の派遣を行う。

なお、派遣獣医師の派遣業務に係る現地との往復旅費及び日当は、本会関係規程の定めるところにより本会が支給する。

### 本件のお問合わせ先

日本獣医師会事業担当 駒田・長野

TEL 03-3475-1601

FAX 03-3475-1604